

亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則をここに公布する。

平成27年12月28日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第40号

亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例  
施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年亀山市条例第35号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例別表第1の規則で定める事務)

第2条 条例別表第1の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 亀山市福祉医療費の助成に関する条例(平成17年亀山市条例第84号)第7条に規定する受給資格の認定及び更新並びに受給資格者証の交付に関する事務

(2) 亀山市福祉医療費の助成に関する条例第10条に規定する助成の申請内容の審査及び助成の決定に関する事務

(条例別表第2の規則で定める事務及び情報)

第3条 条例別表第2の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同表の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

(1) 亀山市福祉医療費の助成に関する条例第2条第1項に規定する心身障害者に対する同条例第7条に規定する受給資格の認定及び更新並びに受給資格者証の交付に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請に係る助成対象者(亀山市福祉医療の助成に関する条例第3条第1項に規定する対象者をいう。以下この条に

において同じ。)に係る国民健康保険の被保険者、健康保険若しくは船員保険の被保険者若しくは被扶養者、共済組合の組合員若しくは被扶養者、私立学校教職員共済制度の加入者若しくは被扶養者又は後期高齢者医療の被保険者の資格(以下「医療保険被保険者等資格」という。)に関する情報

イ 当該申請に係る助成対象者並びにその配偶者及び扶養義務者に係る所得、所得控除その他の市町村民税の算定の基礎となる事項に関する情報

ウ 当該申請に係る助成対象者に係る世帯主の氏名及び世帯主との続柄に関する情報

エ 当該申請に係る助成対象者に係る生活保護法(昭和25年法律第144号)第19条第1項の保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止(以下「生活保護実施関係情報」という。)に関する情報

オ 当該申請に係る助成対象者に係る身体障害者福祉法(昭和24年法律第238号)第15条第1項の身体障害者手帳、三重県療育手帳制度実施要綱(昭和63年4月1日施行)の規定により交付を受けた療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

(2) 亀山市福祉医療費の助成に関する条例第2条第2項に規定する一人親家庭等の母、同条第3項に規定する一人親家庭等の父又は同条第4項に規定する一人親家庭等の児童に対する同条例第7条に規定する受給資格の認定及び更新並びに受給資格者証の交付に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請に係る助成対象者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報

イ 当該申請に係る助成対象者に係る所得、所得控除その他の市町村民税の算定の基礎となる事項に関する情報

ウ 当該申請に係る助成対象者の配偶者等（亀山市福祉医療費の助成に関する条例施行規則第3条第1項第2号に規定する一人親家庭等の母の配偶者等をいう。）で、生計を維持するものに係る所得、所得控除その他の市町村民税の算定の基礎となる事項に関する情報

エ 当該申請に係る助成対象者に係る世帯主の氏名及び世帯主との続柄に関する情報

オ 当該申請に係る助成対象者及び亀山市福祉医療の助成に関する条例第2条第4項第2号に定める者を現に扶養している者に係る生活保護実施関係情報に関する情報

カ 当該申請に係る助成対象者及び亀山市福祉医療の助成に関する条例第2条第4項第2号に定める者を現に扶養している者に係る児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報

（3）亀山市福祉医療費の助成に関する条例第2条第5項に規定する子どもに対する同条例第7条に規定する受給資格の認定及び更新並びに受給資格者証の交付に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請に係る助成対象者及びその保護者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報

イ 当該申請に係る助成対象者の保護者に係る所得、所得控除その他の市町村民税の算定の基礎となる事項に関する情報

ウ 当該申請に係る助成対象者に係る世帯主の氏名及び世帯主との続柄に関する情報

エ 当該申請に係る助成対象者又はその保護者に係る生活保護実施関係情報に関する情報

オ 当該申請に係る助成対象者の保護者に係る児童手当法（昭和46年法律第73号）第8条第1項の児童手当の支給又は同法附則第2条第1項の給付の支給に関する情報

（4）亀山市福祉医療費の助成に関する条例第10条に規定する助成の決定に関する事務 助成対象者に係る医療保険各法（利用条例別表第2の右欄第1号に規定する医療保険各法をいう。）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給に関する情報

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。